

多面的機能支払交付金事業の紹介

各組織で農地保全などの活動をしています

▶ 問合せ 建設課整備係 ☎ 24-5111 (内線163)

農業・農村のもつ多面的機能の維持・発揮を図るため、農地周辺の保全活動や農業用施設の維持管理など、地域資源の適切な保全活動に対して交付金により支援を行っています。村内では、11組織がこの交付金を活用し保全活動に取り組んでいます。

※令和2年度の各団体の活動について、【活】は活動実績を、【増】は増進活動の実績を表しています。



ごみは分別・リサイクルを 野焼きは法律で禁止されています

▶ 問合せ 産業課産業振興係 ☎ 24-5111 (内線153)

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外(※1)を除いて禁止されています。野焼きを行うと法律で罰せられることがあります(※2)。野焼きは、付近の住民の方々に迷惑をかけ、環境を悪くすることになりますのでやめましょう。

※1…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「群馬県の生活環境を保全する条例」により、構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合です。

※2…不法焼却の違反者には、最高で5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方の刑罰が科せられます。



どう処分すればいい？

◆ごみの分別・リサイクルを

- ・燃やせるごみ、燃やせないごみ、硬質プラスチック、有害ごみは分別してゴミステーションへ
- ・紙類、指定プラスチック、ペットボトル、缶類等は、資源ごみとして地区の集団回収へ
- ・粗大ごみ、小型家電は、村指定場所へ
- ・残飯などの生ごみは、コンポストや生ごみ処理機で堆肥へ

◆一般廃棄物以外のものは許可業者に依頼を

※ビニールやゴムなどの焼却は、量の多少にかかわらず禁止されています。

例外として認められている焼却とは？

- ・どんどん焼きなど、消防署に届け出て行う焼却
- ・キャンプファイヤーなど、消防署に届け出て行う教育活動に伴う焼却
- ・災害時の応急対策
- ・焼却処分計画に基づく農作物収穫残さなどの焼却
- ・小規模な生活環境の保全上支障が生じないと認められる焼却行為(バーベキューなど)

悩みを抱えていたら ぜひ相談してください

先の見えない不安や、生きづらさを感じるなど、様々なこころの悩みを抱えていたら、その悩みを相談してみませんか。電話で相談しづらい方には、LINEなどのSNSでも相談できます。

◆こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570-064-556
群馬県が実施する相談機関です。
月～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後10時



◆NPO法人自殺対策支援センターライフリンク

SNSやチャットによる相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援・居場所活動へつなぎます。



LINE
@yoriso-chat



Twitter
@yorisoichat



チャット
https://yoriso-chat.jp

◆チャイルドライン

☎0120-99-7777
18歳までの子どもがかけられる相談電話です。
チャットでの相談も受け付けています。
毎日午後4時～午後9時
https://childline.or.jp/



◆NPO法人BONDプロジェクト

LINE@bondproject
10代20代の女性のためのLINE相談です。
月・水・木・金・土曜日
・午後2時～午後6時
・午後6時30分
～午後10時20分

